

平成29年度税制改正の概要について (中小企業・小規模事業者関係)

平成29年3月
中小企業庁

<主な改正事項>

1. 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を支援する税制措置の拡充 … 3
 - ①固定資産税の特例の拡充 … 5
 - ②中小企業経営強化税制の創設 … 7
 - ③中小企業投資促進税制の延長 … 11
 - ④商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長 … 12
2. 所得拡大促進税制の見直し … 13
3. 研究開発税制の拡充 … 15
4. 中小企業者等の法人税率の特例の延長 … 20
5. 事業承継を促す税制措置の見直し
 - ①取引相場のない株式の評価方式に関する見直し … 22
 - ②事業承継税制の見直し … 24
 - ③個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設等 … 30

<その他の改正事項>

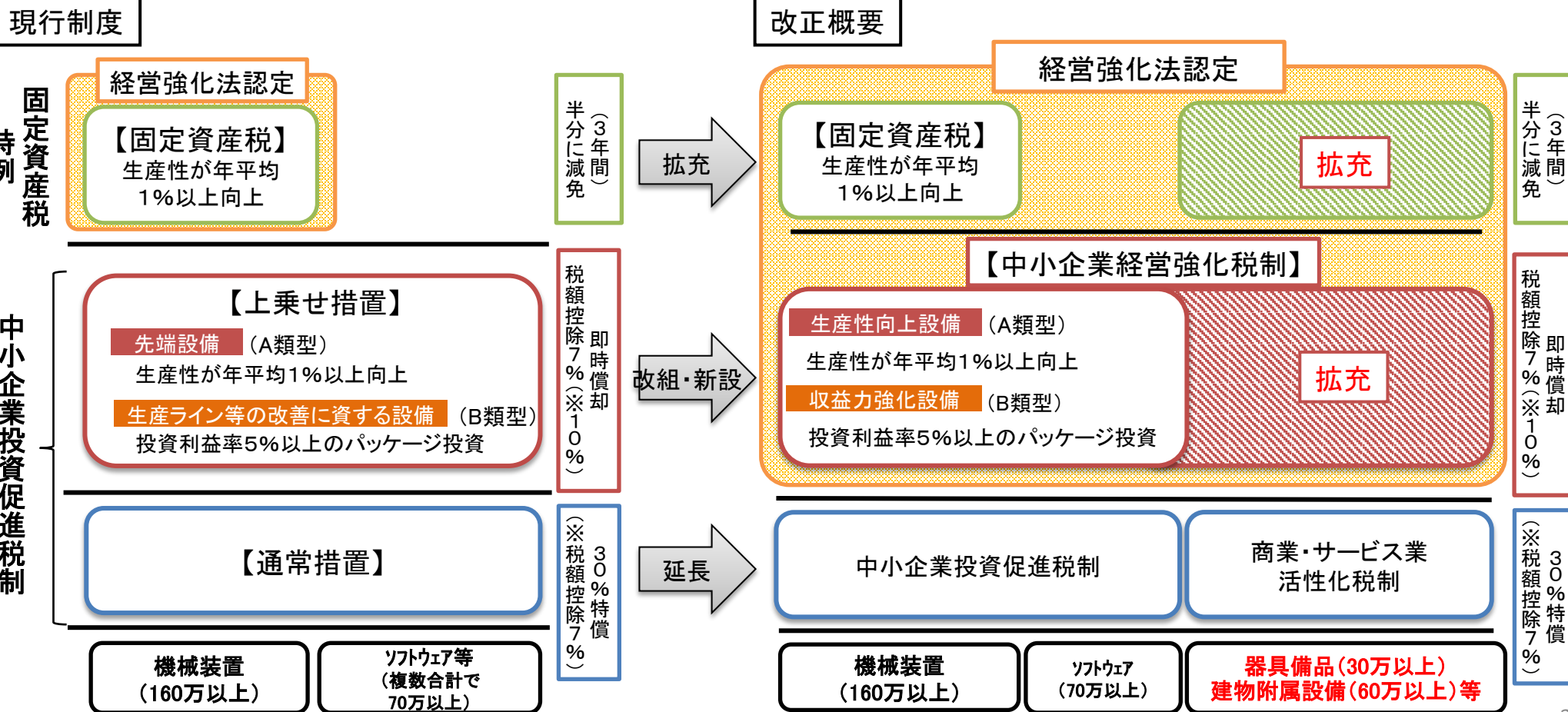
- 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長 … 32
- 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長 … 33

<参考:その他の主な中小企業税制>

- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 … 35
- 中小法人の交際費課税の特例 … 36
- 欠損金の繰戻しによる還付制度 … 37
- 小規模宅地等の計算の特例 … 38

＜主な改正事項＞

- 中小・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、中小企業経営強化税制を創設。対象設備を拡充し、一定の器具備品・建物附属設備を追加（適用期限は2年間）。固定資産税の特例対象設備も、地域業種を限定した上で、同様に拡充することで、サービス業も含め、幅広く中小企業の生産性向上を強力に後押し。
- 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制も適用期限を2年間延長。

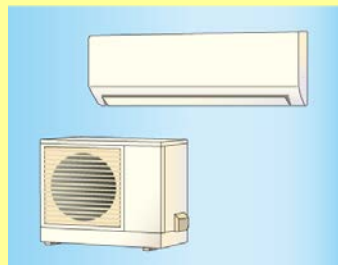


※を付した部分は、資本金3,000万円以下の法人等に適用

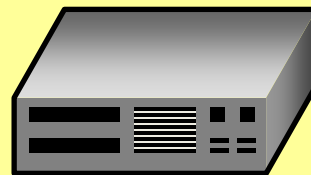
< 器具備品 >



冷蔵陳列棚



ルームエアコン



サーバー



業務用冷蔵庫



介護浴槽



ブレーキ・スピードテスター



介護用アシストスーツ



三次元座標測定機(測定機器)
(寸法をマイクロメートル単位で測定)



理美容機器(自動洗髪機)

< 建物附属設備 >



エレベーター



空調設備



高圧受電設備

- GDP600兆円に向けて、中小企業の生産性向上は緊急の課題。
- 特に赤字法人を含む商店・飲食店・介護事業者などの中小サービス業の生産性向上を促すため、中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が取得する機械装置に係る固定資産税の特例措置を拡充し、対象設備に一定の器具備品・建物附属設備等を追加。追加設備については、対象となる地域・業種を限定し、重点的に支援する。

新制度 【適用期限：平成30年度末まで】

【中小企業等経営強化法】

経済産業大臣
(基本方針の策定)

主務大臣
(事業分野別指針の策定)

優良事例の提供

申請

認定

事業分野別
推進機関

普及啓発
人材育成

経営力
向上計画

申請事業者
(中小企業)

支援機関

商工会議所・商工会、金融機関、
士業等の専門家

申請を
サポート

【追加する対象設備】

- 中小事業者が認定計画に基づき、平成30年度末までに取得する一定の器具備品・建物附属設備等

※中小事業者：資本金1億円以下等、大企業の子会社除く

- 生産性を高める設備が対象(H29年・30年に新規取得)

(旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上(工業会等による確認)等)

【特例措置】

- 固定資産税の課税標準を、3年間 1/2に軽減。

【対象地域・業種】

- ① 最低賃金が全国平均未満の地域 → 全ての業種
- ② 最低賃金が全国平均以上の地域
→ 労働生産性が全国平均未満の業種

※機械装置については、引き続き全国・全業種対象。

<対象設備の例>



セルフレジ



空調設備



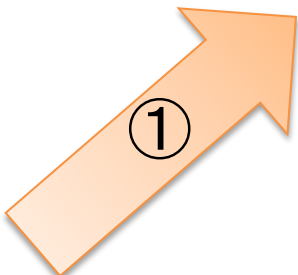
冷蔵陳列棚

(参考) 具体的な地域・業種限定の考え方

○地域別の最低賃金に基づき、以下のように対象を指定。

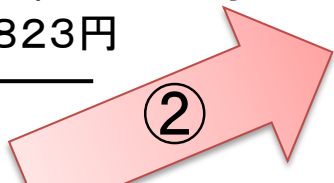
<平成28年度地域別最低賃金(昇順)>

宮城県	714
沖縄県	714
鳥取県	715
高知県	715
佐賀県	715
長崎県	715
熊本県	715
大分県	715
鹿児島県	715
青森県	716
岩手県	716
秋田県	716
徳島県	716
山形県	717
愛媛県	717
島根県	718
福島県	726
香川県	742
宮城県	748
新潟県	753
和歌山県	753
山口県	753
福井県	754
石川県	757
岡山県	757
群馬県	759
山梨県	759
奈良県	762
福岡県	765
富山県	770
長野県	770
茨城県	771
栃木県	775
岐阜県	776
北海道	786
滋賀県	788
広島県	793
三重県	795
静岡県	807
兵庫県	819
京都府	831
千葉県	842
埼玉県	845
愛知県	845
大阪府	883
神奈川県	930
東京都	932



最低賃金が全国平均(823円)未満

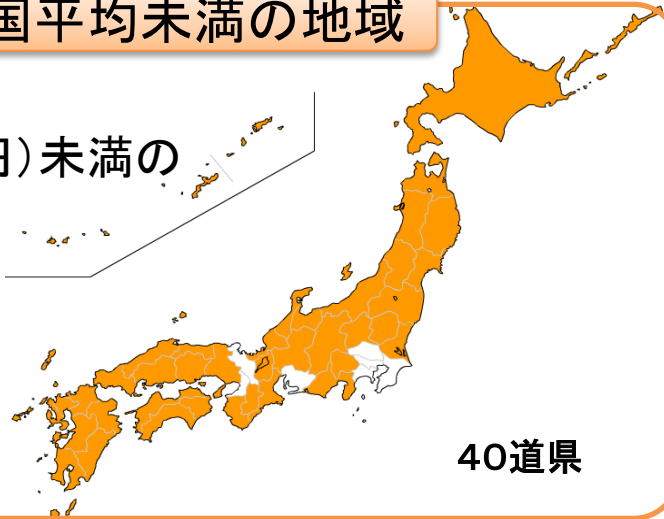
全国加重平均
823円



最低賃金が全国平均(823円)以上

①最低賃金が全国平均未満の地域

○最低賃金が全国平均(823円)未満の地域については、
全ての業種を対象とする。



40道県

②最低賃金が全国平均以上の地域

○最低賃金が全国平均(823円)以上の地域においても、**労働生産性が全国平均未満の業種については特例の対象とする。**

(参考)24年経済センサスにおいては、一部の小売業(織物・衣服、飲食料品など)、宿泊業、飲食店、理美容、自動車整備業、医療業(※)、社会保険・福祉・介護業(※)などのサービス業については、労働生産性が全国平均未満。
※医療業、社会保険・福祉・介護業については東京を除く。



7都府県

(東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都)

○中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法の計画認定に基づく設備投資を、即時償却等で強力に後押し。

○従来の機械装置に加え、器具備品や建物附属設備を広く対象に加えることで、サービス業も含めて広く中小企業の生産性の向上に資する措置へと改組。適用期限は2年間。

改正概要【適用期間：平成30年度末まで】		
類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ◆建物附属設備(60万円以上) (ボイラー、LED照明、空調など) ◆ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)	◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除(資本金3千万以下もしくは個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舍等に係る建物附属設備等は対象外。⁷

(参考) 中小企業等経営強化法のスキーム

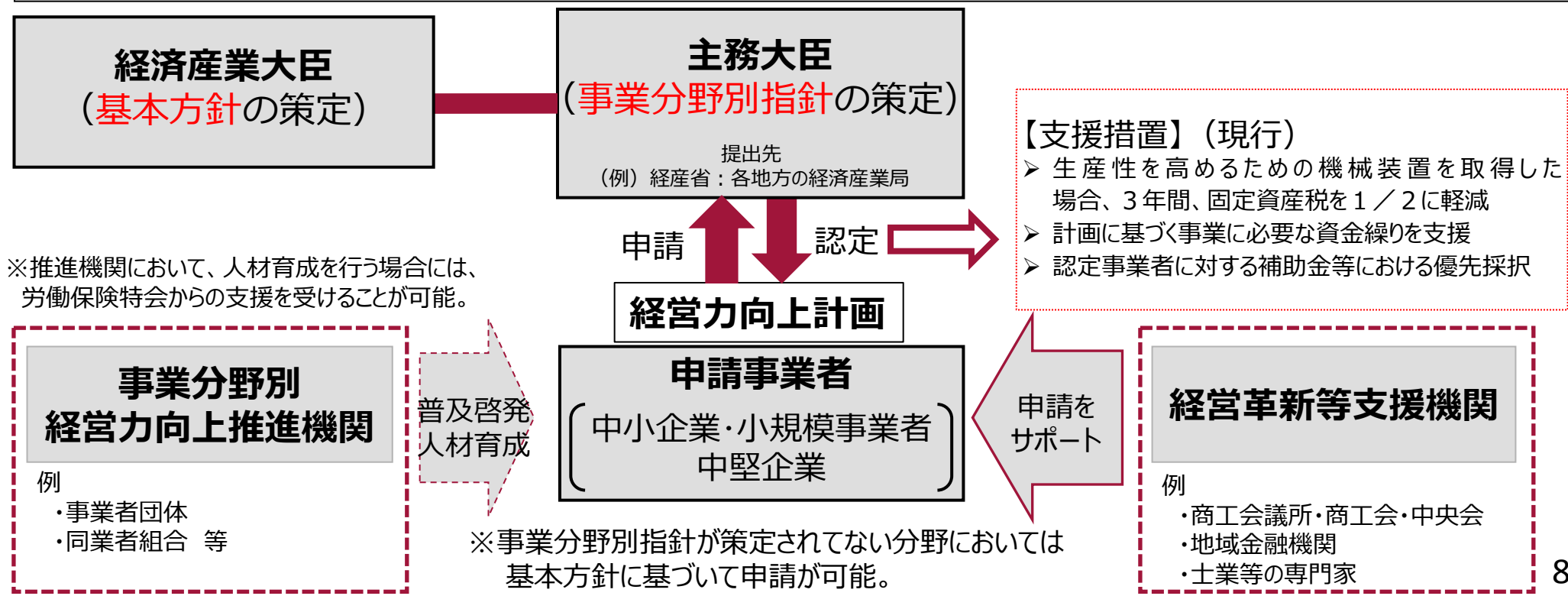
○人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境は厳しい状況にある。そのため、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を支援し、経営強化(「稼ぐ力」の強化)を図ることが必要。

①政府による事業分野の特性に応じた指針の策定

国は基本方針に基づき、事業分野ごとに「経営力向上」の方法等を示した事業分野別の指針を策定。個別の事業分野に知見のある者から意見を聴きつつ、経営力向上に係る優良事例を事業分野別指針に反映。

②中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。



(参考)中小企業等経営強化法の認定実績について

- 平成28年7月1日に施行した中小企業等経営強化法では、「経営力向上計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して、機械装置の取得に関する固定資産税の軽減や資金繰り等の支援を措置。
- 平成28年12月31日現在、10,101件を認定（経済産業省：8,263件、国土交通省：678件、農林水産省：618件、厚生労働省：274件、国税庁：70件等）

<認定事業者の内訳（10,101件）>
(業種別)

- 製造業：7,778件
- 卸・小売業：471件
- 建設業：488件
- サービス業(他に分類されないもの)：217件
- 医療，福祉業：204件
- 電気・ガス・熱供給・水道業：201件
- 情報通信業：196件
- 学術研究，専門・技術サービス業：191件
- 生活関連サービス業，娯楽業：100件
- 宿泊業，飲食サービス業：53件
- 不動産業，物品賃貸業：56件
- 農業・林業：48件
- 運輸業，郵便業：48件
- 鉱業，採石業，砂利採取業：25件
- 教育，学習支援業：20件
- 漁業：3件
- 金融業，保険業：2件

(地域別)

- 北海道：202件
- 東北：373件
 - 青森:32件 -岩手:28件 -宮城:53件 -秋田:29件 -山形:147件 -福島:84件
- 関東：3,779件
 - 茨城:197件 -栃木:169件 -群馬:238件 -埼玉:363件 -千葉:215件
 - 東京:1,042件 -神奈川:444件 -新潟:259件 -山梨:37件 -長野:349件 -静岡:467件
- 中部：1,689件
 - 富山:132件 -石川:151件 -岐阜:259件 -愛知:996件 -三重:151件
- 近畿：2,197件
 - 福井:89件 -滋賀:106件 -京都:236件 -大阪:1,012件 -兵庫:574件
 - 奈良:97件 -和歌山:82件
- 中国：671件
 - 鳥取:41件 -島根:30件 -岡山:191件 -広島:292件 -山口:117件
- 四国：333件
 - 徳島:51件 -香川:126件 -愛媛:114件 -高知:42件
- 九州・沖縄：857件
 - 福岡:315件 -佐賀:61件 -長崎:66件 -熊本:116件 -大分:97件
 - 鹿児島:76件 -宮崎:82件 -沖縄:44件

(参考) 中小企業等経営強化法の事業分野別指針の例

○経営強化法では、事業分野毎に経営課題が異なること等に対応するため、14分野において、事業分野別指針を策定。経営力向上に資する取組を促している。

①製造業、②卸・小売業、③外食・中食産業、④旅館業、⑤医療分野、⑥保育分野、⑦介護分野、⑧障害福祉分野、⑨貨物自動車運送事業分野、⑩船舶産業、⑪自動車整備業分野、⑫建設業、⑬有線テレビジョン放送業、⑭電気通信分野

卸・小売業

・仕入活動及び経費管理に関するIT及び施設の利用

－ 設備の省エネルギー及び省力化の推進

【高効率冷蔵陳列棚】



旅館業

・ICT投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項

－ 設備・機器の切り替えによる労働環境や作業効率、エネルギー効率等の改善

【高効率空調】



介護分野

・介護業務の生産性向上とそれを通じた介護職員の負担軽減

－ 介護ロボットやICT等の活用

【介護支援ロボットスーツ】



1－③中小企業投資促進税制(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

○中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の適用を認める措置。

○中小企業投資促進税制の対象設備等について一部見直しを行い(上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設、器具備品を縮減)、適用期限を2年間延長。

改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

対象者	・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等) ・従業員数1000人以下の個人事業主		
指定事業	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く		
対象設備	・機械及び装置【1台160万以上】		
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】		
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く		
	・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)		
	・内航船舶(取得価格の75%が対象)		
措置内容	個人事業主 資本金3,000万以下の中小企業 30%特別償却 又は 7%税額控除		
	資本金3,000万超の中小企業 30%特別償却		

- 商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化を図るため、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、特別償却又は税額控除の適用を認める措置。
- 消費税率の引き上げに向けて、経営改善の取組を行う事業者の設備投資を後押しするため、適用期限を2年間延長。

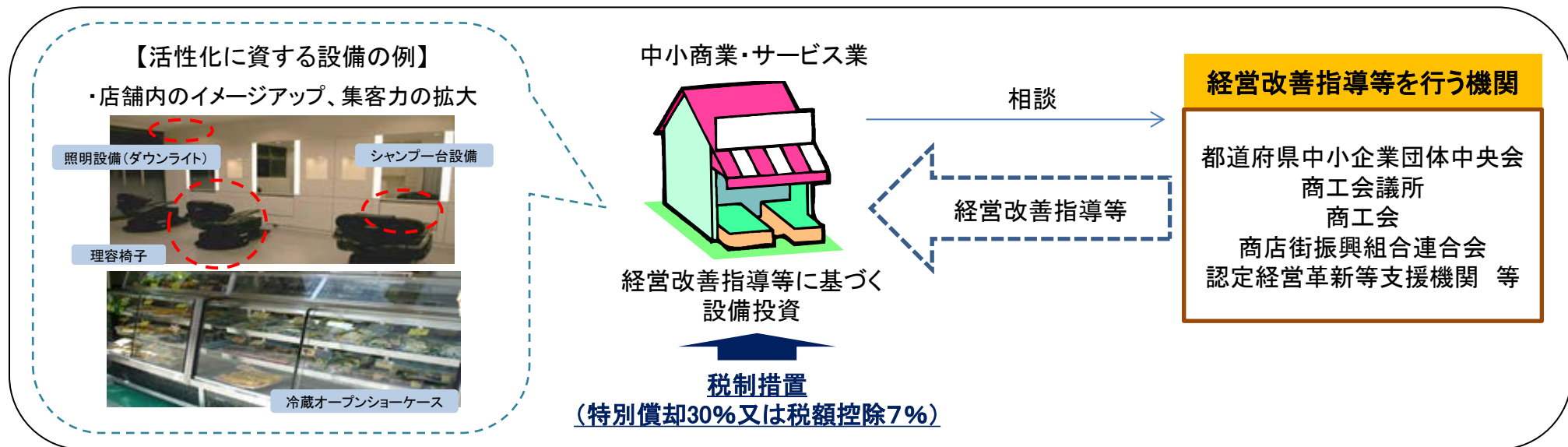
改正概要 【適用期間:平成30年度末まで】

○本税制は、商業・サービス業者等が経営改善設備(※1)を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除(※2)ができる措置。

- (※1) 認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備。
 器具・備品(ショーケース、看板、レジスター等): 1台30万円以上
 建物附属設備(空調施設、店舗内装等): 1台60万円以上

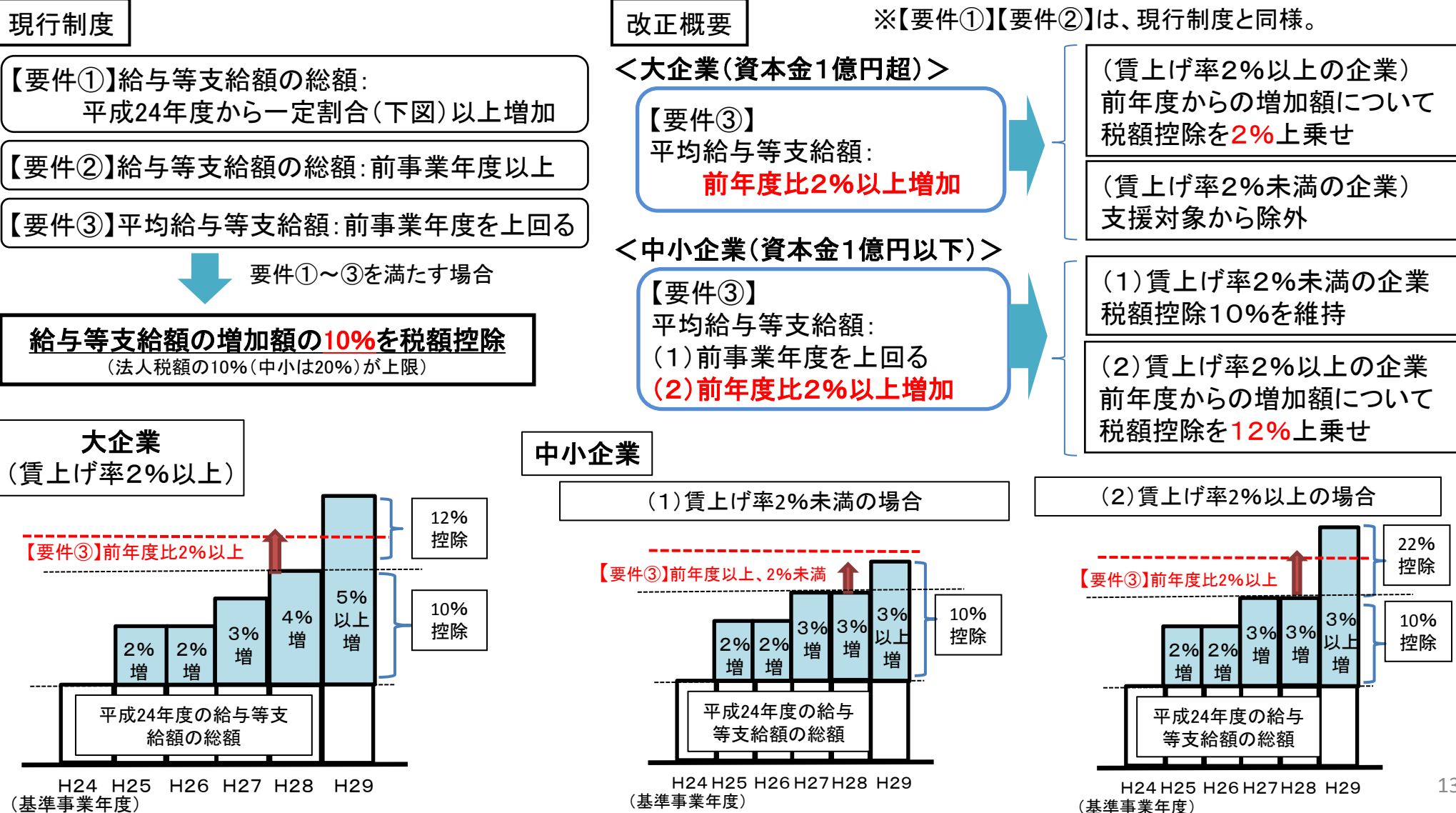
(※2) 税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る。

【本税制のイメージ図】



2. 所得拡大促進税制の見直し（法人税・所得税・法人住民税）

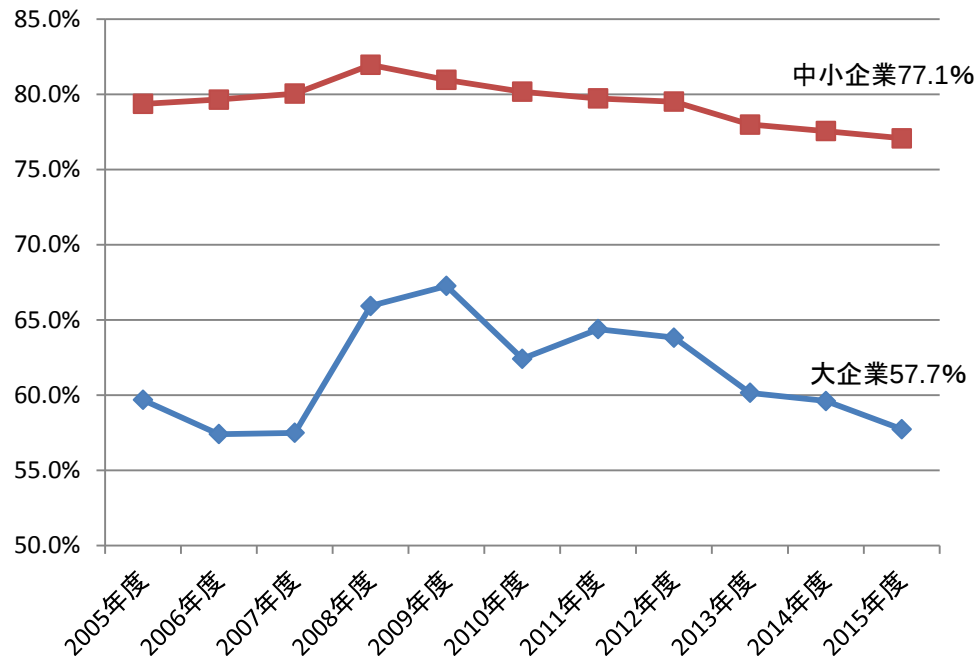
- 本年度を上回る賃上げを実現するため、企業の賃上げインセンティブを強化。
- 大企業は、29年度に高い賃上げを行うインセンティブを強化。
- 中小企業は、現行制度による賃上げ促進に加え、29年度に高い賃上げを行う企業を強力に支援。



(参考)大企業と中小企業の賃上げ余力等について

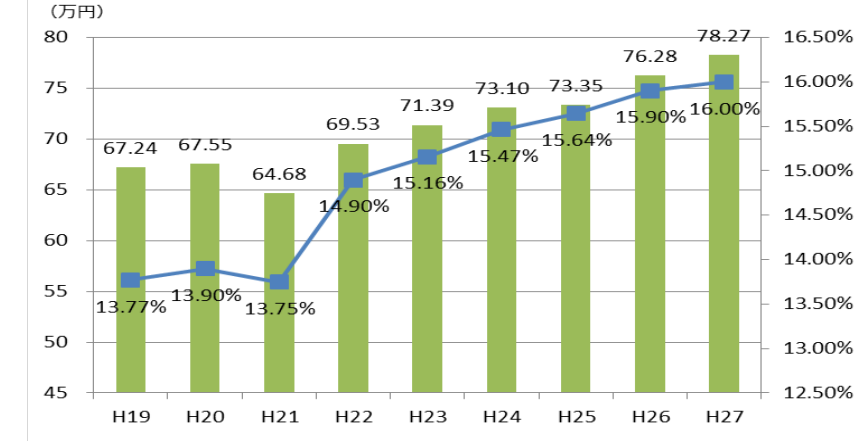
- 大企業の労働分配率は57%程度にまで下降しているのに対し、中小企業は約77%と、大企業に比べて中小企業は賃上げ余力に乏しい。
- 事業主の社会保険料(法定福利費)の負担率は年々増加しており、平成27年度は推計16.0%、従業員1人当たり年間約78万円に。
- 中小企業の求める支援策として、「社会保険料負担の軽減」と「法人税等の税負担の軽減」が挙げられている。

労働分配率の推移

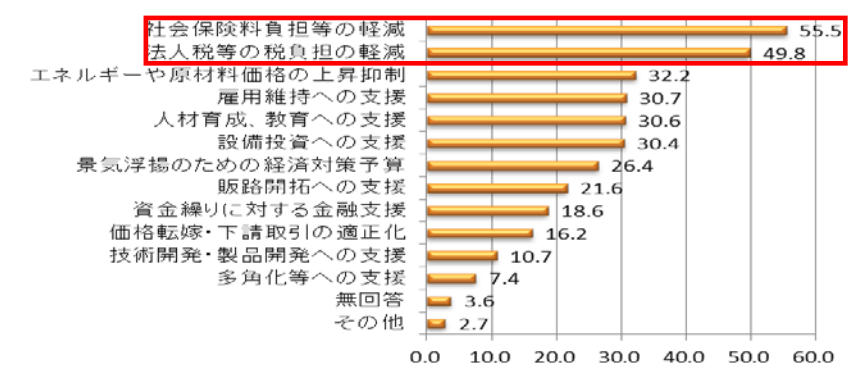


左: 財務省「法人企業統計調査(平成27年度)」 大企業: 資本金1億円以上、中小企業: 同1億円未満
労働分配率=人件費÷付加価値額
人件費=役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与+福利厚生費
付加価値額=人件費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課+営業純益
右上: 経済産業省作成
※負担率は、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料、一般拠出金の合算(厚生年金保険料は、各年度4月時点の料率で算出)
右下: 日本商工会議所「平成27年度最低賃金引き上げの影響に関する調査」

事業主の社会保険料(法定福利費)負担の現状



最低賃金引き上げに対応するために必要と考える支援策



○あらゆる業種の研究開発投資を後押しするため、**第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加するとともに、投資の増減に応じて支援にメリハリを効かせる等の見直しを行う。**

- 改正概要
- ①第4次産業革命型の「サービス」の開発を支援対象に追加（「試験研究費」の定義の見直し）
 - ②増加型を廃止した上で、総額型に投資増加インセンティブを組み込み、試験研究費の増減率に応じて6～14%の範囲でメリハリがつく仕組みを導入。（現行制度：控除率8～10%）
 - ③中小企業向け支援を強化するため、従来の控除率12%・控除上限25%を維持した上で、試験研究費が5%超増加した場合に控除率（最大17%）・控除上限（10%）を上乗せする仕組みを導入。
 - ④オープンイノベーション型の手続要件を企業実務に合わせて緩和。
 - ⑤高水準型の適用期限を2年間延長する。

【適用期限：時限措置については平成30年度末まで】

上乗せ措置
(時限措置)

【C 高水準型】 試験研究費の対売上高試験研究費率が10%を超えた場合の制度

【A 総額型】
試験研究費総額にかかる控除制度

控除率：
大企業の場合：試験研究費の増減に応じて6～14%
※控除率10%超の部分は時限措置（2年間）
中小企業等の場合（中小企業技術基盤強化税制）：
試験研究費の増加に応じて12～17%
※控除率12%超の部分は時限措置（2年間）

+

【B オープンイノベーション型】
大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用（特別試験研究費）総額にかかる控除制度

控除率：
相手方が大学・特別研究機関等の場合⇒30%
相手方がその他（民間企業等）の場合⇒20%

【控除上限】

A' :10% or C:10%

A:25%

B:5%

※総額型の控除上限(A')について、①対売上高試験研究費率が10%超の場合、その割合に応じて0～10%を上乗せ、②中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費増加割合5%超の場合、10%上乗せ。ただし、いずれも高水準型(上記C)と選択制。

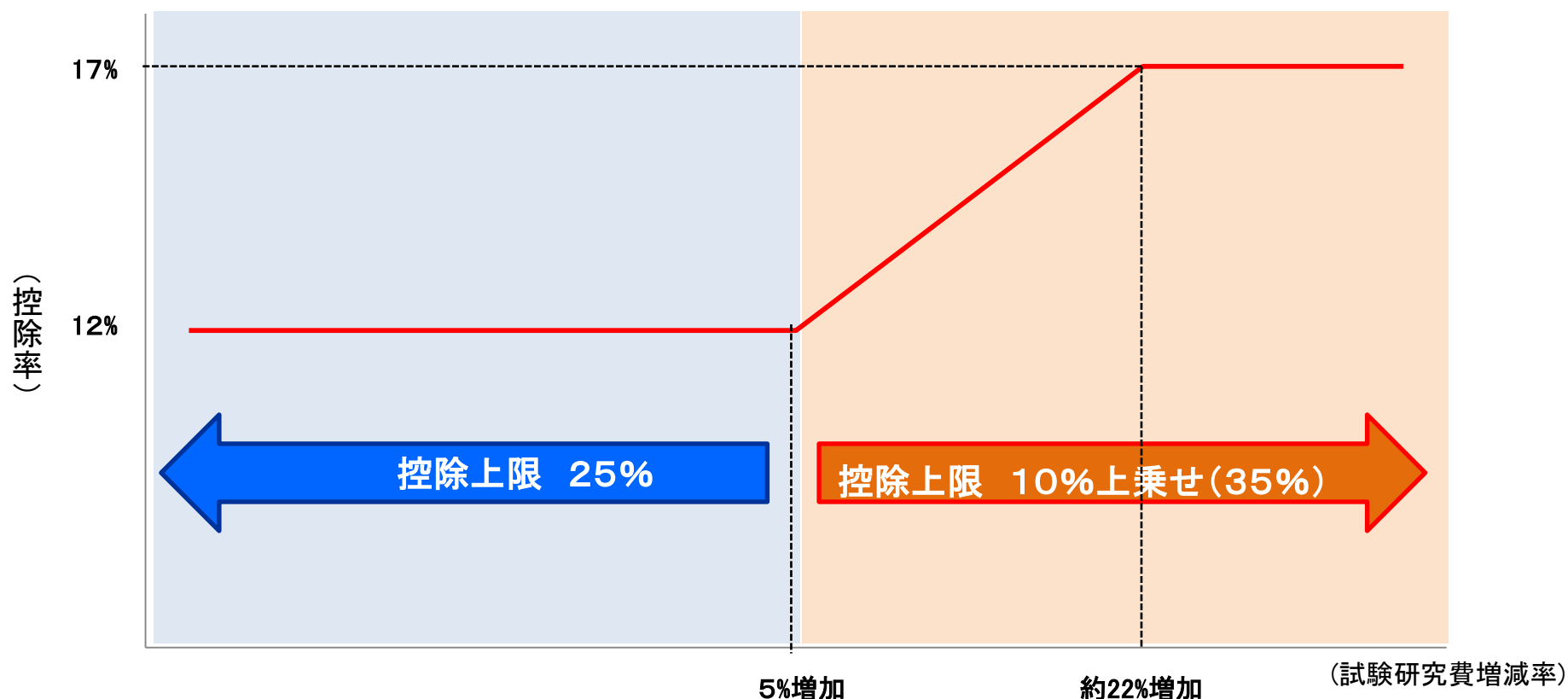
15

3－①中小企業技術基盤強化税制について

○中小企業向け支援を強化するため、従来の控除率12%・控除上限25%を維持した上で、**試験研究費が5%超増加した場合に控除率(最大17%)・控除上限(10%)を上乗せする。**

試験研究費の増加割合が5%を超える場合の控除率： $12\% + (\text{増加割合} - 5\%) \times 0.3$

※ただし、税額控除率の上限は17%



※控除率が12%超の部分及び控除上限の10%上乗せは時限措置(2年間)

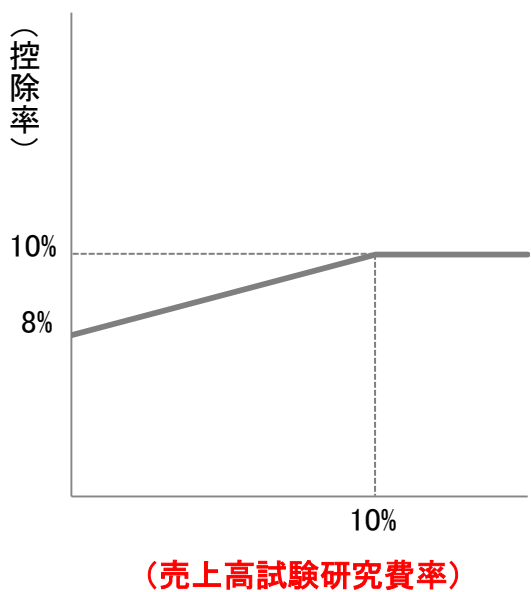
※控除上限上乗せと高水準型は選択制

(参考)新たな総額型の控除率の仕組みについて(大企業向け)

- 政府目標を着実に達成するため、総額型に投資増加インセンティブを組み込む。
- 試験研究費の増減率に応じて、控除率を6～14%とする。
- 特に、5%超投資が増加した場合、高い控除率を適用する。

現行制度における控除率の仕組み

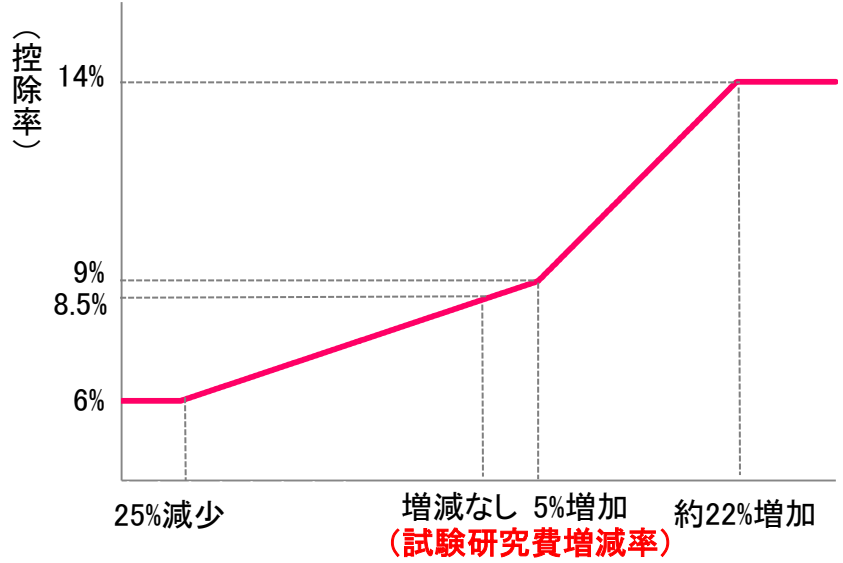
売上高試験研究費率に応じて、8～10%の範囲で控除率が変動する仕組み



改正後の控除率の仕組み

試験研究費増減率に応じて、控除率が下図のとおり変動する仕組み

- ① 増減割合が5%超 $9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$
- ② 増減割合が5%以下 $9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$
- ③ 増減割合が-25%未満 6%一律

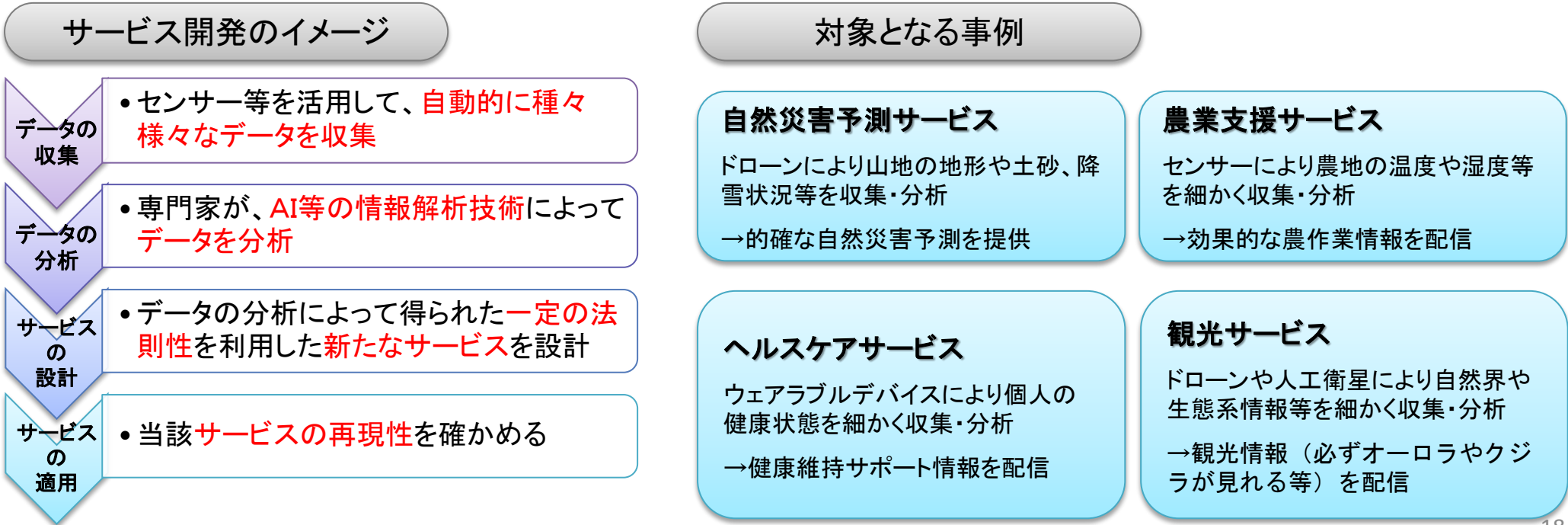
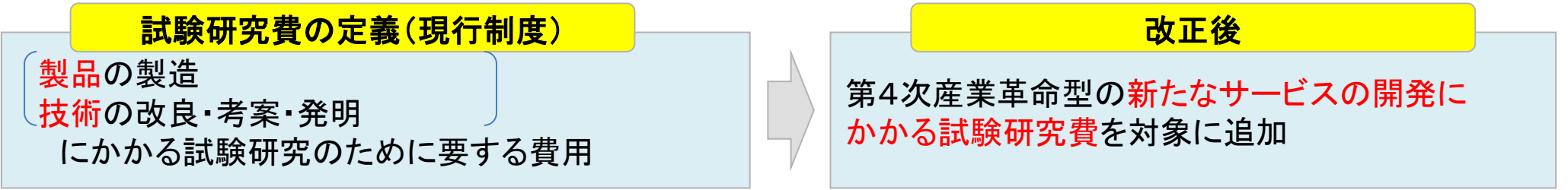


※控除率10%超の部分は時限措置

(参考) サービス開発の追加(試験研究費の定義の改正)について

○IoT、ビッグデータ、AI等を活用することにより、企業が新たなビジネスを創出していくことを後押しする必要。

○研究開発税制の支援対象に、これまでの製造業による「モノ作り」の研究開発に加え、ビッグデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発を新たに追加。



(参考)対象となるサービス開発の事例

地域を自然災害から守るサービス

- ドローンを活用して収集した画像データや気象データ等を組み合わせて分析することで、より精緻でリアルタイムな自然災害予測を通知するサービスを提供



農家を支援するサービス

- センサーによって収集した、農作物や土壌に関するデータや気象データ等を組み合わせ分析し、農家が最適な農作業をできるような農業支援情報を配信するサービスを提供



各個人に応じたヘルスケアサービス

- 各個人の運動や睡眠状況、食事、体重、心拍等の健康データを分析することで、各個人に最適なフィットネスプランや食生活の推奨や、病院受診勧奨を行うサービス



観光サービス

- ドローンや人工衛星等を活用して収集した画像データや気象データ、生態系のデータ等を組み合わせて分析することで、高付加価値の観光資源だが発生頻度の低い自然現象等の発生を精緻に予測するサービスを提供



4. 中小企業者等の法人税率の特例（法人税、法人住民税）

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、15%に軽減されている（軽減税率）。
- 国際的な経済環境の変化等により、景気の先行きに不透明さが増す中、アベノミクスの地域・中小企業への波及を支えるため、適用期限を2年間延長。

改正概要

【本則：期限の定めなし】

【租税特別措置：適用期限 平成30年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- 当該税率は時限的な措置として、更に15%に軽減されている（租税特別措置）。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.4%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.4%	—
	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>	<u>15%</u>

○大企業並みの多額の所得(15億円)を継続的(3年平均)に得ながら中小法人課税の対象となっている企業が存在することを踏まえ、中小企業関係租税特別措置の適用対象の見直しを行う。
○上記の措置は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度から適用。

中小法人向けの税制（主要なもの）

法人税法		1. 軽減税率
		2. 貸倒引当金
		3. 欠損金関係
		4. 留保金課税
租税特別措置法	上乗せ措置	1. 研究開発税制
		2. 所得拡大促進税制
	中小限定の措置	3. 軽減税率
		4. 中小企業投資促進税制
		5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
		6. 少額減価償却資産の特例

見直しの対象は
租税特別措置の
範囲内のみ

(参考) 会計検査院の財務大臣・経済産業大臣に対する意見表示(平成22年10月26日)(抄)
多額の所得を得ていて財務状況が脆弱とは認められない中小企業者が、中小企業者に適用される特別措置の適用を受けている事態が見受けられたことから、財務省及び経済産業省において、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況が脆弱な中小企業者を支援するという当該特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえ、中小企業者に適用される特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

○上場会社のグローバル連結経営の進展や株価の急激な変動が、中小企業の円滑な事業承継を阻害することなく、中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直しを行う。

改正概要

類似業種比準方式による株価の算出方法

改正前

改正後 (平成29年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価に適用)

類似業種株価

$$A \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{5} \right) \times \begin{matrix} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{matrix}$$

b, c, d : 評価会社の1株当たりの金額
B, C, D : 上場企業の業種別の1株当たり金額

類似業種株価

$$A \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} + \frac{d}{D}}{3} \right) \times \begin{matrix} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{matrix}$$

b, c, d : 評価会社の1株当たりの金額
B, C, D : 上場企業の業種別の1株当たり金額

① 類似業種株価 (A) について、
2年間平均を選択可能に
上場企業株価の上昇局面における急激な変動を平準化。

② 比準要素 (B, C, D) について、
連結会計上の数字に見直し
上場企業の子会社を含めたグローバル経営を反映した
評価に見直し。

③ 比準要素 (B, C, D) のウェイトを
「1 : 1 : 1」に見直し
「利益3倍」の見直しにより、成長・好業績企業の
負担を軽減。

④ 会社規模の判定基準の見直し (詳細は次ページ参照)
併用方式の類似業種の割合 (L) が高まることで、時価純資
産 (含み益) が重い中会社の株価を抑える効果あり。

(参考) 併用方式の場合の算定式
株価 = 類似業種比準価額 × L + 一株当たりの純資産価額 × (1 - L)
Lの値 大会社 : L=1 中会社 : L=0.9~0.6 小会社 : L=0.5

(参考) 会社規模の判定基準の見直し

- 新興市場の上場基準を加味しつつ、大会社、中会社の基準について、できる限り上位の枠に多くの企業が含まれるよう見直しを行う。
- ✓ **大会社**：JASDAQやマザーズなど様々な新興市場が整備されてきたことを踏まえて、東証一部等の上場基準に加え、新興市場の上場基準も加味した上で算出。
- ✓ **中会社**：中会社（大）は、大会社に準ずる規模の会社。新興市場に上場する会社に相当する規模と考え、新興市場の上場基準を基に算出。中会社（中）は、中会社（大）のほぼ50%として算出。

- 従業員数 100 人以上の会社は大会社 → 従業員数 **70** 人以上の会社は大会社
- 従業員数 100 人未満の会社は以下のとおり → 従業員数 **70** 人未満の会社は以下のとおり

総資産価額（帳簿価額）			従業員数	年間の取引額			会社規模 の区分	併用方式 Lの値	斟酌率
卸売業	小売・ サービス業	卸売業、 小売・サービス業 以外		卸売業	小売・ サービス業	卸売業 小売・サービス業 以外			
20億円→20億円 以上	10億円→15億円 以上	10億円→15億円 以上	50人超→35人超	80億円→30億円 以上	20億円→20億円 以上	20億円→15億円 以上	大会社	－	0.7
14億円→4億円 以上	7億円→5億円 以上	7億円→5億円 以上	50人超→35人超	50億円→7億円 以上	12億円→5億円 以上	14億円→4億円 以上	中会社	0.9	0.6
7億円→2億円 以上	4億円→2.5億円 以上	4億円→2.5億円 以上	30人超→20人超 35人以下	25億円→3.5億円 以上	6億円→2.5億円 以上	7億円→2億円 以上		0.75	
7,000万円 以上	4,000万円 以上	5,000万円 以上	5人超 20人以下	2億円 以上	6,000万円 以上	8,000万円 以上		0.6	
7,000万円 未満	4,000万円 未満	5,000万円 未満	5人以下	2億円 未満	6,000万円 未満	8,000万円 未満	小会社	0.5	0.5

- (イ) (ロ) (ハ)
- ① (イ) 総資産価額 と (ロ) 従業員数基準の
いずれか下位の区分を採用。
- ② ①と (ハ) 取引金額基準の
いずれか上位の区分により判定。

(参考) 併用方式の場合の算定式

株価 = 類似業種比準価額 × L + 一株当たりの純資産価額 × (1 - L)

※規模区分の金額等の基準について、平成29年3月1日付け
国税庁「財産評価基本通達の一部改正（案）」を基に作成。23

5-②事業承継税制の見直し(相続税、贈与税)

- 経営者の高齢化への対応、事業承継の円滑化は「待ったなし」の課題。
- 事業承継税制(非上場株式に係る贈与税・相続税の納税猶予制度)について、
 - ①人手不足を踏まえた雇用要件の見直し
 - ②早期取組を促すための生前贈与の税制優遇強化を図る。

改正概要

※平成29年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用。
 ※平成29年度より、認定事務を都道府県に移譲

●人手不足の中での雇用要件の見直し ～人手不足への対応～

- 深刻な人手不足の中で、特に小規模事業者において、雇用要件が高いハードルになっている。
- 災害や経営環境の激変(事故・災害、取引先の倒産等)時も原則として雇用要件が課されるため、利用を躊躇する要因になっている。



- 従業員5人未満の事業者について実質的に雇用要件の緩和を図る。
(4人→3人、3人→2人、2人→1人が認められる)
- 災害や経営環境の激変時における雇用維持の困難化に対応するため、セーフティネット(雇用要件の弾力化)を措置

●早期かつ計画的な取組の促進 ～生前贈与の促進～

- 贈与税の納税猶予中、雇用要件等を満たせず認定取消になると、相続税よりも高額な贈与税を納税する必要がある。
- 事業承継後5年経過後も、先代死亡時に相続税の猶予へ切り替えるには、中小企業要件等を課される。



- 相続時精算課税との併用を認めることで、贈与税の納税猶予取消時の納税額を、相続税と同額とする。
- 成長を阻害する先代死亡時の切替要件を廃止
(中小企業要件・非上場要件)

※以上のほか、手続きの簡素化によりさらなる利便性の向上を図る。

(参考1)事業承継税制の概要

○事業承継税制とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。

＜認定の要件＞ 中小企業者であること、上場会社・風俗会社でないこと、従業員が1名以上いること、資産運用会社に該当しないこと 等

※平成25年度改正(平成27年1月施行)により親族外承継を対象化。

制度概要

経済産業大臣の認定件数

相続 985件

贈与 627件

(平成20年10月～平成28年9月末)

相続税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき相続税のうち、相続により取得した非上場株式等(注)に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。

(注)相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、
発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

贈与税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した非上場株式等(注)に係る課税価額の全額に対応する額が納税猶予される。

(注)贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、
発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

○相続税・贈与税の申告期限から5年間は、以下の要件を満たして事業を継続することが必要。

①雇用の8割以上を5年間平均で維持

※平成25年度改正(平成27年1月施行)前は、雇用の8割以上を毎年維持

②後継者が代表を継続

③先代経営者が代表者を退任(有給役員として残留可)(贈与税)

※平成25年度改正(平成27年1月施行)前は先代経営者が役員を退任

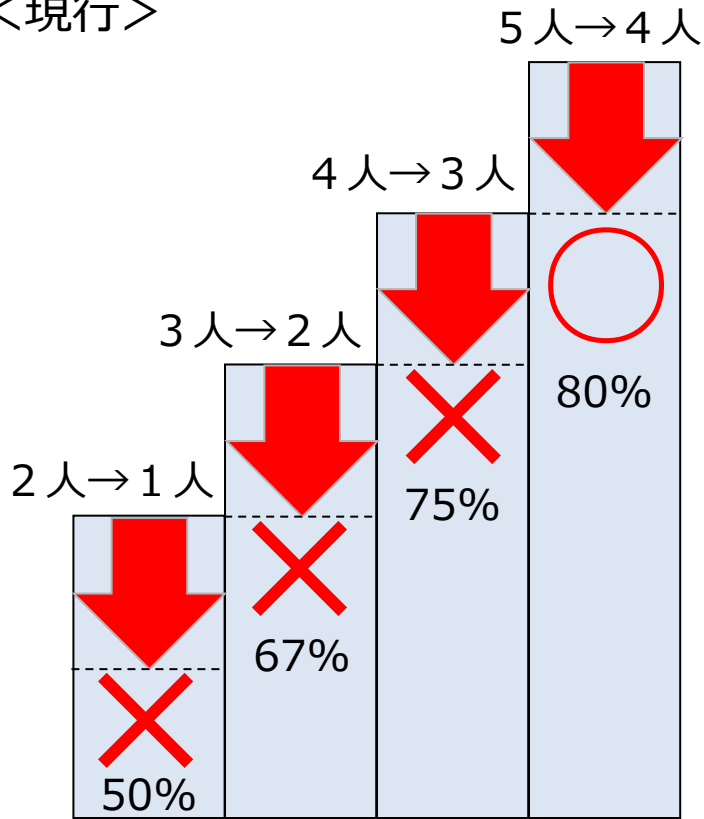
④対象株式を継続して保有

⑤上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと 等

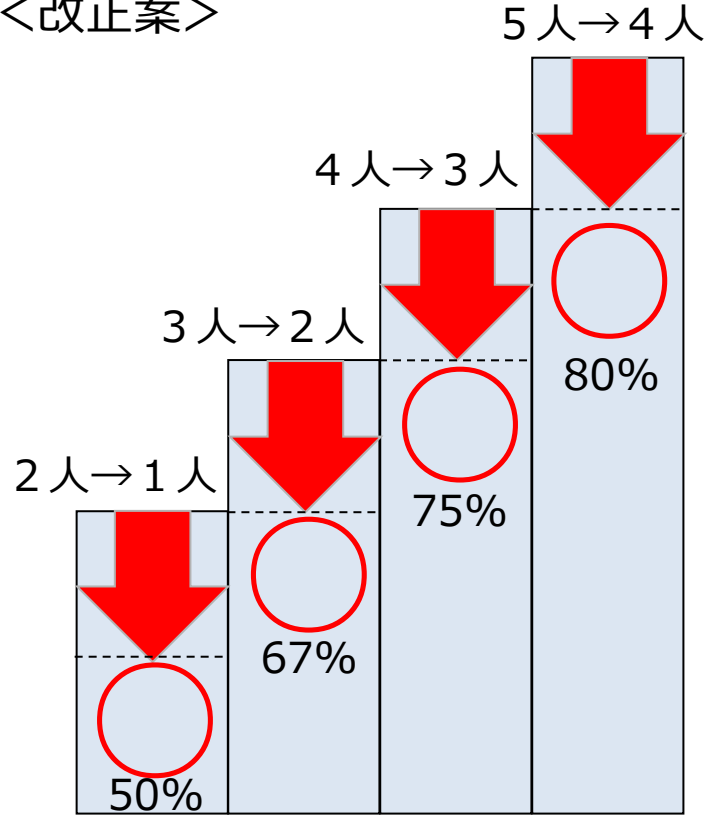
(参考2) 人手不足を踏まえた小規模事業者の雇用要件の見直し

- 事業承継税制の雇用要件について、これまで維持すべき従業員数(5年平均で8割)を計算する際に端数を切り上げていたところを、切り捨てることとする。
- これにより、特に人手不足の影響を受けやすい従業員5人未満の企業の従業員が1人減った場合でも、雇用要件を満たすことが可能となる。

<現行>



<改正案>



(注) 従業員1人の企業が従業員ゼロになった場合には、適用できない。

※アンケートによれば、従業員数2～4人の企業で従業員数が減少した企業のうち約8割が、従業員1人しか減少していない。 ⇒ 今回の改正でこれらの企業も雇用要件を満たすことが可能に。

(参考3)セーフティネット規定について

- 災害や取引先の倒産等が生じた場合には、影響の程度に応じて雇用要件等を緩和する。
- ・災害による被害を受けた場合は、雇用要件の免除等により取消リスクを軽減
 - ・災害、事故、取引先の倒産等により売上高が減少した場合、減少割合に応じて雇用要件を緩和

		災害		災害・事故・取引先の倒産 ・取引先の事業縮小
要件	被害・影響の 程度・態様	(1)資産の被害が 大きい会社	(2)従業員の多くが属する 事業所が被災した会社	(3)売上高が大幅に 減少した会社
		被害を受けた資産 総資産 ≥ 30% 「被害を受けた資産」とは、災害により減 失した資産をいい、一定の非事業用資 産を除く。	被災事業所の 従業員数 ≥ 20% 「被災事業所」とは、災害により損壊し、災 害直後6か月間、従業員が本来業務に従 事できなかった事業所をいう。	信用保証制度におけるセーフティネット保 証の経産大臣指定がなされている場合で、 売上高が減少した場合。 事由発生後 6か月間の売上高 前年同期間の売上高 ≤ 70%
効果	事業継続要件 の免除・緩和	◎次の事業継続要件を 免除 ①雇用80%確保 ②資産管理会社に非該当	◎次の事業継続要件を 免除 ①雇用80%確保 ②資産管理会社に非該当 ※被災事業所に係る雇用80%確保要件が 免除の対象となる	◎売上高の回復に応じて 次の事業継続要件を 緩和 ①雇用80%確保 ②資産管理会社に非該当(災害・事故 の場合)
	免除事由追加	◎破産等した場合は、事業継続期間内(適用から5年間)であっても猶予税額を 免除		
	経産大臣認定の 要件の緩和	◎次の認定要件を 免除 ①雇用80%確保 ②資産管理会社に非該当 ③後継者の直前役員就任(相続)	◎(共通)次の認定要件を 免除 ①雇用80%確保 ◎(災害・事故)次の認定要件を 免除 ②資産管理会社に非該当 ③後継者の直前役員就任(相続)	

(参考4) 贈与税納税猶予取消時の負担軽減措置(相続時精算課税制度との併用)

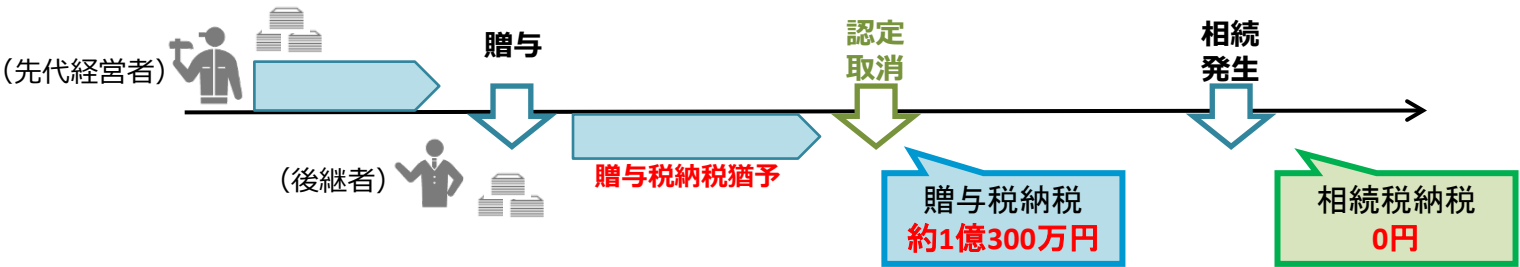
○贈与税の納税猶予の適用を受けても、認定が取り消された場合に高額な贈与税負担が発生するリスクが存在。
相続時精算課税制度との併用を認めることにより、リスクの軽減を図る。

【事例】・総議決権株式数10000株、1株30000円、株価総額3億円。
・先代経営者は株式全体の2/3(2億円)を保有しており、後継者へ当該株式の全株を移転する。その他の資産なし。
・相続人は後継者1名のみ。

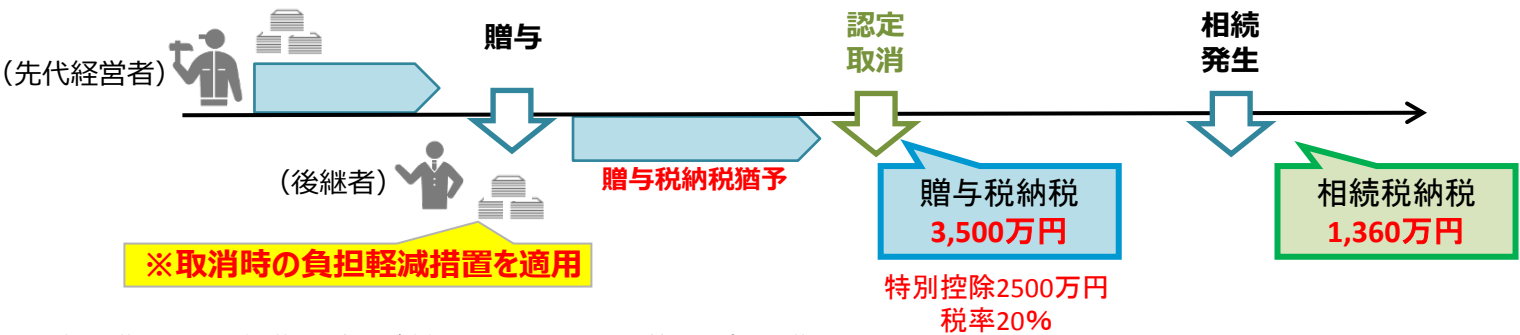
①【相続により自社株式を取得した場合】



②【贈与税の納税猶予の適用を受けたが、取り消された場合】(現行制度)



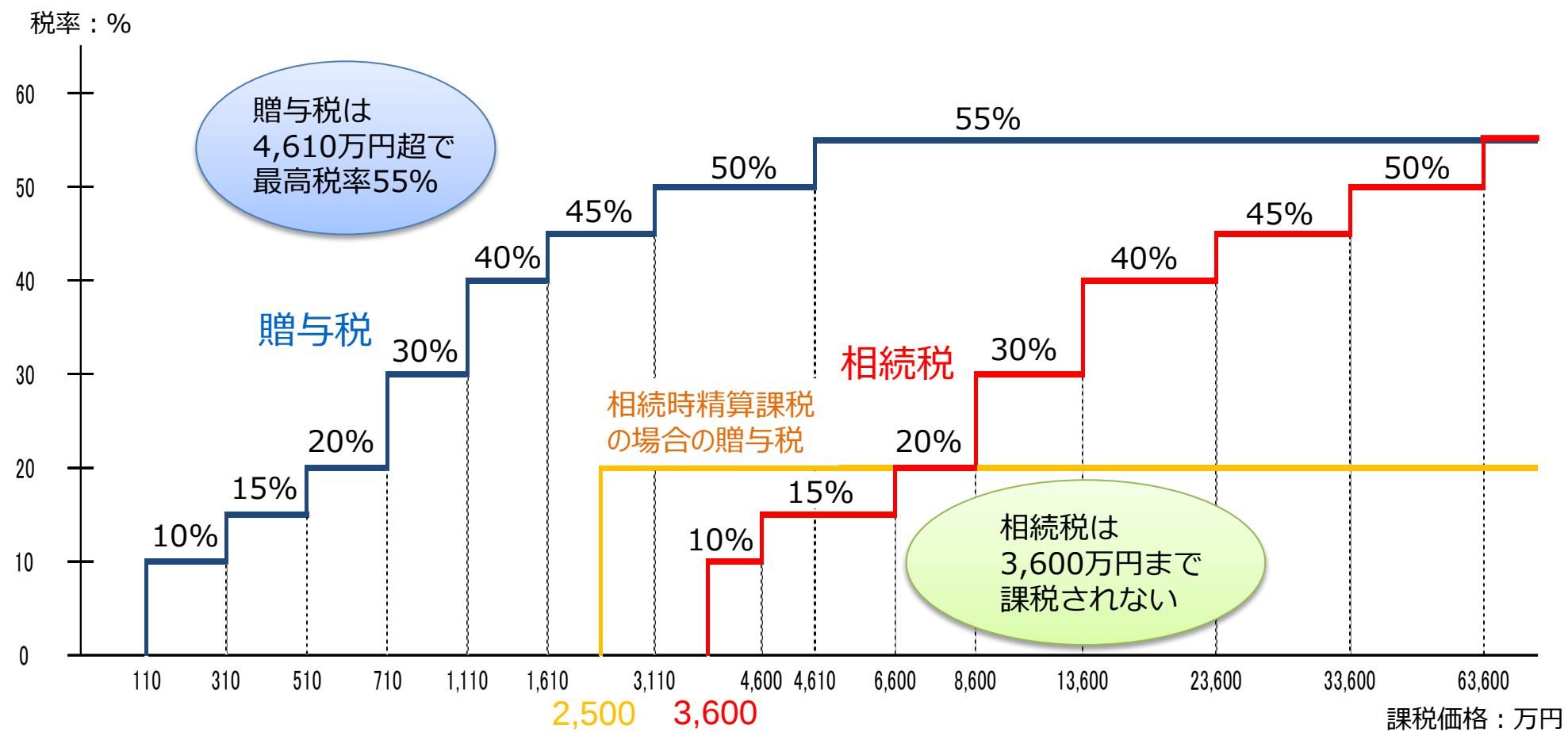
③【贈与税の納税猶予の適用を受けたが、取り消された場合 (相続時精算課税制度との併用を認める場合)】



※納付税額は、先代経営者の息子が後継者になることを前提に算出。(利子税は考慮外)
※親族外承継の場合、親族外の後継者には相続税額の2割に相当する金額が加算される。また、贈与税額も高くなるケースがある。

(参考5) 相続税と贈与税の税率構造

- 贈与税は、基礎控除額を加味すると、4,610万円超で最高税率55%が適用される。
 - 相続税は、基礎控除額（子供1人想定）を加味すると、3,600万円まで課税されない。
- ⇒ 贈与税の負担が重く、株式を承継する際の大きな課題となっている。



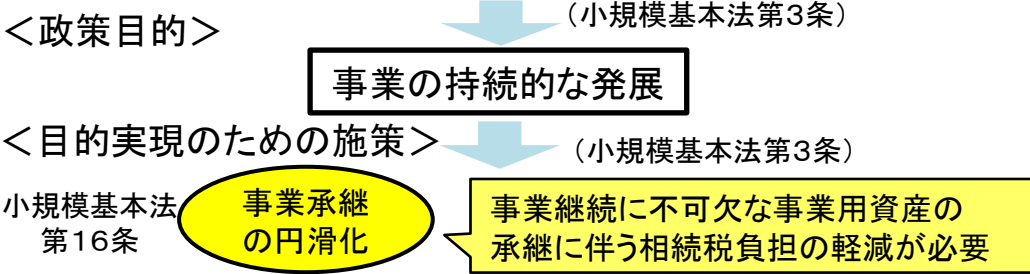
※ 親から子供への贈与又は相続を想定。
※ 相続税の基礎控除額は、相続人子供1人と想定して3,600万円とした。

○個人事業者は需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献する重要な存在であり、個人事業者の「事業の持続的な発展」のため、事業承継の円滑化が必要。

○個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、既存の事業用の宅地についての特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

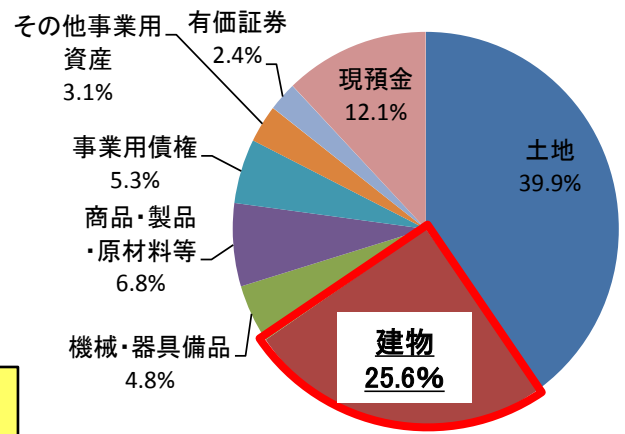
個人事業者の意義

- ①顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓
- ②創業等を通じた個人の能力の発揮
- ③自立的で個性豊かな地域社会の形成



純資産4,800万円※超の個人事業者が所有する事業用資産の構成

※4,800万円：相続人が配偶者と子供2人の場合の相続税の基礎控除額



(出典) 中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」を再編加工

【平成29年度与党税制改正大綱(抜粋)】

○個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等の問題があることに留意し、**既存の特例措置のあり方を含め**、引き続き総合的に検討する。

＜その他の改正事項＞

○本特例措置は、事業協同組合等の貸倒れに係るリスク担保力を確保することにより経営基盤を強化するとともに、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援するための制度。

○事業協同組合等が損金算入することのできる貸倒引当金の繰入限度額の割り増しを認める本特例措置について、割増率を見直した上で、適用期限を2年延長する。

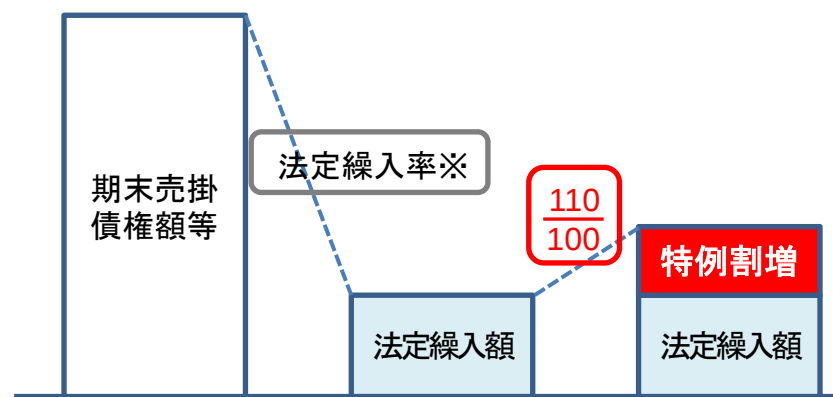
改正概要

【適用期限】平成30年度末まで

○特例措置が適用される繰入限度額の割増率を引き下げた(12%→10%)上で、適用期限を2年延長する。

<繰入限度額の計算式>

繰入限度額 = 期末の売掛債権額等 × 法定繰入率 × **110%(割増特例)**



※法定繰入率:事業協同組合等と資本金1億円以下の中小企業については、貸倒引当金の繰入限度額の計算にあたり、貸倒実績率によらず、法定繰入率により簡易に行うことができるとされている。(期限の定めのない租税特別措置)

業種	卸・小売業	製造業	金融・保険業	割賦販売小売業	その他
繰入率	10／1000	8／1000	3／1000	13／1000	6／1000

組合事業の概要(共同購入の例)

<取引イメージ>

○共同購入では、組合員の必要とする原材料や資材等を組合が一括して取りまとめ、規模を大きくしてなるべく有利な条件で購入。

○購入した組合員が倒産や事業不振等により代金を支払えなかった場合に貸倒債権となり、組合の経営に影響が及ぶ。

○貸倒引当金の繰入れは、組合の債権者や組合員企業にまで連鎖的に波及する可能性のある、組合の貸倒リスクを軽減することが目的。

信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長（登録免許税）

- 本特例措置は信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律 1.5/1,000 に軽減するもの。
- 当該抵当権の設定登記等に係る登録免許税は、実務上、保証制度を利用する中小企業者等に対して負担を求めているところ、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援するため、一律に軽減措置を講じている。
- 本措置について、適用期限を2年間延長する。

改正概要 【適用期限：平成30年度末まで】

担保物件	(A)通常の税率	(B)本措置による税率	(C)軽減税率 (= (A) - (B))
不動産・船舶	債権額又は極度額の 4／1,000	債権額又は極度額の 1.5／1,000	2.5／1,000
建設機械・自動車・航空機	3／1,000	1.5／1,000	1.5／1,000
各種財団・企業担保権	2.5／1,000	1.5／1,000	1／1,000

※不動産が担保のほとんどを占める。

<参考:その他の主な中小企業税制>

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

○中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)することを認める措置。

概要

【適用期間:平成29年度末まで】

中小企業者のみ	→	取得価額	償却方法	合計300万円 まで
		30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	
		20万円未満	3年間で均等償却(注) (残存価額なし)	
全ての企業	→	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	本則

(注)20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1／3ずつ損金算入することが可能。

【参考】

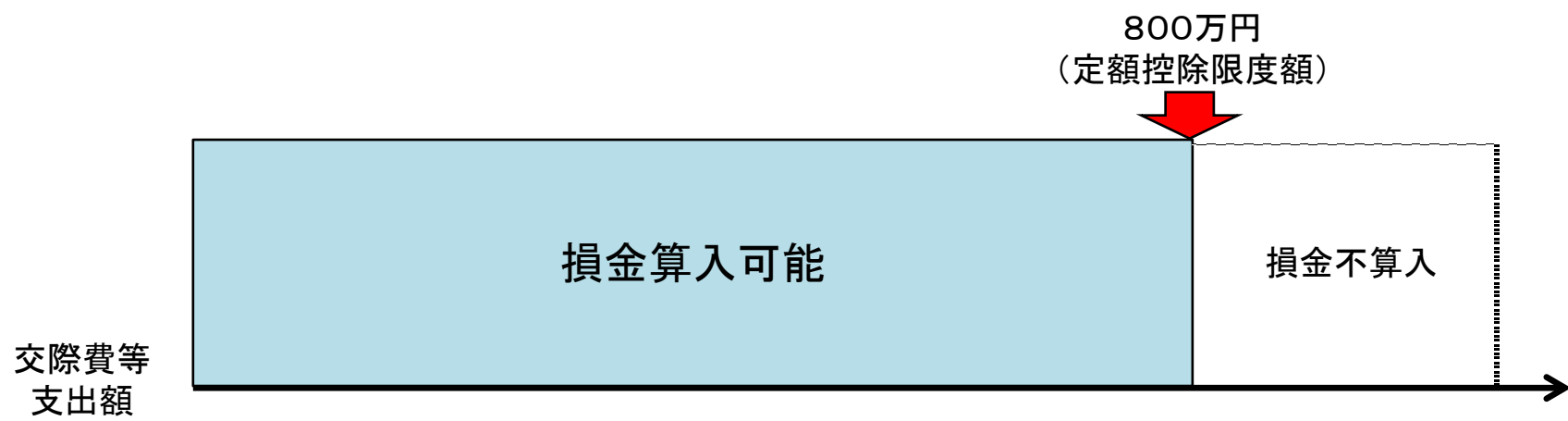
- ・平成28年度税制改正において、適用対象者から1,000人超の法人が除外されました。

中小法人の交際費課税の特例 （法人税、法人住民税、事業税）

○法人が支出した交際費は、租税特別措置法により原則として損金不算入とされているが、中小法人については、特例として定額控除限度額(800万円)までの損金算入を認める措置。

概要

【適用期間:平成29年度末まで】



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。
得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参考】

- ・平成26年度税制改正で創設された、交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置（大法人も適用可能）についても、適用期限を2年延長(平成29年度末まで)。
- ・中小法人については、定額控除限度額(800万円)までの損金算入との選択適用が可能。

欠損金の繰戻しによる還付制度 (法人税)

○欠損金が生じた場合、前年度に支払った法人税の繰戻還付を受けることができる措置。

概要 【適用期間:平成29年度末まで】

<還付請求できる法人税額の計算式>

還付請求できる法人税の額
(前期の所得金額が限度)

=

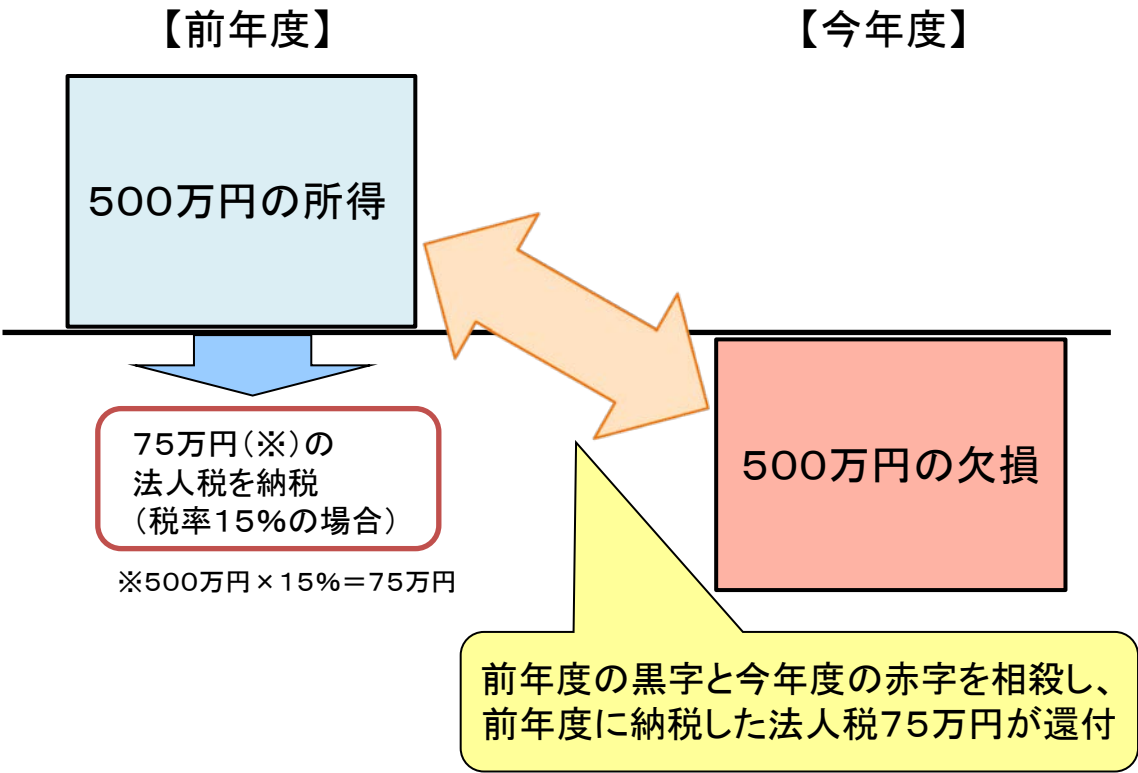
前期の法人税額

×

当期の欠損金額

÷

前期の所得金額



小規模宅地等の計算の特例 (相続税)

- 宅地等を相続した場合に、相続税の課税価格から一定割合を減額することができる措置。
- 平成25年度税制改正で、居住用宅地の適用面積上限を拡充(240㎡→330㎡)するとともに、居住用宅地と事業用宅地の両方で特例を受ける場合には、それぞれの適用面積上限(最大730㎡)まで特例を適用することができるよう、措置を拡充(平成27年1月施行)。

概要

【適用期間: 期限の定めなし】

①「居住用宅地」を相続で取得した場合



- ・居住用(上限**330㎡**まで)
→ 80%減額

【要件】同居親族が取得し申告期限まで居住 等

②「居住用宅地」と「事業用宅地」を相続で取得した場合



- ・居住用(上限**330㎡**まで)
- ・事業用(上限400㎡まで)
→ **最大730㎡**まで80%減額

【要件】相続税申告期限までの事業継続 等

(参考) 平成26年12月までの適用面積上限

- ・居住用(上限**240㎡**まで)
→ 80%減額

【要件】同居親族が取得し申告期限まで居住 等

- ・居住用(上限**240㎡**まで)
- ・事業用(上限400㎡まで)
→ **最大400㎡**^(注)まで80%減額

【要件】相続税申告期限までの事業継続 等

(注) 居住用の上限240㎡で特例の適用を受けた場合には、事業用で特例の適用を受けることはできない。